

別紙 2

【堺大魚夜市】 飲食物取扱い届出書

令和 年 月 日

出店名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

連絡先 _____

○飲食物を取り扱う場合は、下記の表に必要な事項を記載し、下記提出先に **6月28日（金曜）まで**に FAX またはメールでご提出ください。

【取扱い食材・仕入先および調理方法】

提供食品 (調理方法) 例：唐揚げ	一日の取扱量 例：500 個	原材料名 例：鶏肉	仕入先 例：●●スーパー	使用火器・電化製品 例：フライヤー/コンロ

※記入しているもの以外のものを取り扱っている場合、出店をお断りいたします。

※注意事項

- (1) 現地での原材料のカットや洗浄は行わないでください。
- (2) 食品を取り扱う場合、食品用手袋を着用してください。また、アルコール消毒薬を準備し、手指の消毒を随時行ってください。アルコール消毒薬の準備がない場合、出店できない場合がございます。当日、堺大魚夜市実行委員会が巡回致します。
- (3) 提供食品が、営業許可証の添付書類の取扱品目と齟齬が無いか確認してください。
- (4) 業として、非包装の食品・要冷蔵品の食品・期限が短い食品等を販売する際は、堺市保健所への営業届出が必要となります。

【提出先】

堺大魚夜市実行委員会事務局

(堺観光コンベンション協会)

TEL : 072-233-5258

FAX : 072-233-8448

メール : stcb@sakai-tcb.or.jp